

「用途地域等見直しの都市計画変更(素案)」に対する パブリックコメントの結果について

沖縄市用途地域等見直し検討業務では、本市における関連事業の進捗状況、土地利用や建物利用現況を踏まえ、効果的かつ計画的な土地利用が図られるよう用途地域等見直し方針の検討及び関係機関との調整を進めてまいりました。

この度、「用途地域等見直しの都市計画変更(素案)」をとりまとめましたので、市民の皆さまからご意見を募集しました。

提出されたご意見の概要及びそれに対する市の考え方は、下記のとおりです。

ご意見ありがとうございました。

1. 意見募集案件：用途地域等見直しの都市計画変更(素案)
2. 意見募集期間：令和7年7月17日（木）～令和7年8月15日（金）
3. 担 当 部 署：建設部 都市整備室 都市計画担当
4. 意見提出件数：2件

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	P-13「池武当 IC 周辺地区」 No.4 地区は準住居地域への変更はせずに「準工業地域」を現状のまま継続としてもらいたい。 見直しの場合、現状営んでいる事業の継続ができない事態が生じることが理由である。 （類似意見 1 件）	沖縄環状線沿道については、周辺の用途地域と同様に沿道型の土地利用である準住居地域の指定が望ましいと考えております。 本地区の用途地域の見直しについては、既存の事業者も一定数存在することから、直ちに実施するものではありません。将来的な池武当インターチェンジの整備や、その周辺における産業用地確保に向けた関係部局等の動向をみながら、実施時期を適切に判断してまいります。
2	P-13「池武当 IC 周辺地区」 No.4 地区の「準工業地域」を東側に一部拡大してもらいたい。 （意見提出者の）事業敷地が、準工業地域と住居系用途地域に現状またがっている。住居系用途地域の部分は今後も継続して同事業の用に供することから、準工業地域への変更を依頼したい。なお当該箇所と周辺の住宅地とは高低差があり明確に区分される立地となっている。 （類似意見 1 件）	沖縄環状線沿道については、周辺の用途地域と同様に沿道型の土地利用である準住居地域の指定が望ましいと考えていることや、その後背地である住居系用途地域の住環境への配慮から、ご意見のありました変更は予定しておりません。